

●香川県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年7月19日から同年8月8日まで一般の縦覧に供する。

令和6年7月19日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路 線 名 高松坂出線（161号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市生島町423番140地先 から 高松市生島町424番1地先ま で	35.2～68.1	874	昭和56年3月17日付け香川県告 示第261号の一部 令和3年7月20日付け香川県告 示第305号の一部

- 4 供用開始の期日 令和6年7月19日